

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| 処 分 名 | 市指定文化財の現状変更及び修理の許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 市指定文化財の現状変更及び修理を許可する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市文化財保護条例(平成12年条例第16号) | |
| 条 項 | 第13条第1項 | |
| 所 管 課 | 文化財課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 未設定 | |
| 標準処理期間 | 計 | 未設定 |
| 審査基準 | 未設定 | |
| <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市文化財保護条例</p> <p>(許可事項)</p> <p>第13条 所有者等は、市指定文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 現状を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 修理をしようとするとき。</p> <p>○松山市文化財保護条例施行規則</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第7条 所有者等は、条例第13条第1号の規定により市指定文化財の現状を変更しようとするときは、その行為をする20日前までに現状変更等許可申請書(第7号様式)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合はこの限りでない。</p> <p>(修理の許可)</p> <p>第9条 所有者等は、条例第13条第2号の規定により市指定文化財の修理をしようとするときは、修理届(第9号様式)に仕様及び修理をしようとする箇所の写真並びに見取図を添えて教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> | | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。